

議案第 7 号

佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(佐野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 佐野市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の 8 の次に次の 1 条を加える。

(外国勤務者の給与)

第 1 7 条の 9 外国に駐在する職員については、給料、扶養手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給し、これら以外の給与は支給しない。

(佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「特殊勤務手当」を「外国勤務手当以外の特殊勤務手当」に改め、同条中「特殊勤務手当」を「次条に定める外国勤務手当以外の特殊勤務手当」に改める。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、外国勤務手当は、その月分を当月分の給料支給日に支給する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(外国勤務手当)

第 3 条 外国勤務手当は、外国に駐在する職員に対して支給する。

2 前項の外国勤務手当の月額、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 2 7 年法律第 9 3

号)の規定により支給されることとなる在勤手当の額を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事項を考慮して市長が定める額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

職員の特殊勤務手当に外国勤務手当を追加し、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 7 号参考資料

佐野市職員の給与に関する条例の改正案 新旧対照表

(第 1 条関係)

現 行	改 正 案
(新設)	<u>(外国勤務者の給与)</u> <u>第17条の9 外国に駐在する職員については、給料、扶養手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給し、これら以外の給与は支給しない。</u>

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案 新旧対照表

(第 2 条関係)

現 行	改 正 案
(特殊勤務手当の種類等) 第 2 条 <u>特殊勤務手当</u> の種類、適用職務及び支給額は、次のとおりとする。 (表略) (新設)	(外国勤務手当以外の特殊勤務手当の種類等) 第 2 条 <u>次条に定める外国勤務手当以外の特殊勤務手当</u> の種類、適用職務及び支給額は、次のとおりとする。 (表略) <u>(外国勤務手当)</u> 第 3 条 <u>外国勤務手当は、外国に駐在する職員に対して支給する。</u> <u>2 前項の外国勤務手当の月額は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により支給されることとなる在勤手当の額を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事項を考慮して市長が定める額とする。</u> (特殊勤務手当の支給日) 第 3 条 <u>特殊勤務手当は、毎月 1 日から末日までを単位とし、翌月の給料支給日に支給する。</u> 第 4 条 (略)

